

見える化通信

働きながら学ぶ時代へ！

国のリスキリング支援制度の充実



DXやGXの進展などを背景に、新たな業務や職業に就くための新しいスキルを身に着けるリスキリング(学び直し)の取り組みが日本にも根付きつつあり、国の支援策も充実してきています。

電機連合 政策部門

職場におけるリスキリングの環境整備

人財は新たな価値を生み出す源泉です。リスキリングを含む能力開発を継続的に支援することは、生産性の向上、組織の活性化に加え、労働意欲や職場環境の向上にもつながります。

電機連合では、近年、春季交渉においてリスキリングを含むキャリア形成支援に取り組み、従業員の意識改革や能力開発の環境整備、能力発揮の機会提供などについて労使で協議し、学びに必要な時間と費用の確保に向けた社内制度の整備を進めています。この間、加盟組合では、リスキリングの機会提供やスキルの明確化、スキルを適正に評価する仕組みの構築、スキルアップのための休職・休暇制度の整備など支援の充実が図られています。

国が後押し！企業と個人を支える制度

リスキリングの普及には国の後押しも必要です。

企業向けの支援制度としては、厚生労働省の「人材開発支援助成金」があります。これは、従業員に対して職業訓練を実施した際に、研修費用や賃金の一部を助成する制度で、企業規模によって受講者一人あたりの助成限度額が変わります。また、経済産業省の「キャリアアップ支援事業」では、在職者に対するキャリア相談や講座受講、転職支援までを一貫してサポ

ートしています。

個人向けの支援制度としては、「教育訓練給付制度」があります(図表1)。これは、雇用保険の被保険者が厚生労働大臣の指定する講座を修了した場合に、受講費用の一部が給付される制度です。1998年の制度創設以来、①在職中でも利用可能としたり、②キャリアコンサルティングを導入したり、③講座も多様化(国家資格、デジタルスキル、大学・専門学校など)するなど、充実が図られています。

訓練休暇中の支援を新たに

個人向けとしては、今年の10月からは「教育訓練休暇給付金」が創設されます(図表2)。この制度は、労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として賃金の一定割合を支給し、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

このように、リスキリングを後押しする国の支援制度は企業向け、個人向けの両面で充実が図られていますので、今後注目が必要です。

電機連合では、引き続き、国のリスキリングの支援策のさらなる充実に向けて働きかけていきます。

■図表1 教育訓練給付制度

教育訓練の種類と給付率	対象講座
【専門実践教育訓練】 受講費用の最大80% 年間上限64万円	■業務独占資格などの取得を目標とする講座(例:看護師) ■デジタル関係の講座(例:第四次産業革命スキル取得講座、ITSSレベル3以上の情報通信技術関係) ■大学院・大学・短大・高専の課程(例:MBA) ■専門学校の課程(例:職業実践専門課程)
【特定一般教育訓練】 受講費用の最大50% 上限25万円	■業務独占資格などの取得を目標とする講座(例:大型自動車免許) ■デジタル関係の講座(例:ITSSレベル2以上の情報通信技術関係) ■大学等・専門学校の課程(例:短時間の職業実践力育成プログラム)
【一般教育訓練】 受講費用の20% 上限10万円	■資格の取得を目標とする講座(例:TOEIC) ■大学院などの課程(例:修士、博士の学位取得)

出所:厚生労働省資料より電機連合作成

■図表2 「教育訓練休暇給付金」

項目	内容
対象者	雇用保険の一般被保険者(在職中の方)
給付額	離職した場合の基本手当(いわゆる失業手当)と同日額
給付日数	雇用保険の被保険者であった加入期間に応じて最大150日 *5年以上10年未満:90日 10年以上20年未満:120日 20年以上:150日

出所:厚生労働省資料より電機連合作成